

日精協発第 19145 号

令和 2 年 2 月 14 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎



新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について

令和 2 年 2 月 10 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長名にて発出されました事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応における宿泊施設等滞在者に対する対応について（依頼）」において、標記の補償については「派遣した医療者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合については、他の仕組みで負担を賄えない費用に関し国が必要な措置を行う」とされたところでありますが、これらに関して下記についての対応を要望致します。

記

1. DPAT 活動を終了した隊員に PCR 検査を実施されたいこと
2. 1. の PCR 検査の結果が出る間、および待機期間に対する隊員の給与・身分補償を行われたいこと
3. 上記期間の派遣医療機関に対する人件費等の費用支弁・補償および保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて、同期間、施設基準を満たさなかった場合の取扱いについて対応されたいこと

以上